

## 住宅手当受給者の就労と生活の実態 (2)

### —住宅手当受給者の社会的性格—

○川村学園女子大学 朝比奈 朋子(6526)

川上昌子(聖隷クリストファー大学大学院・295)、杉野緑(岐阜看護大学・771)

キーワード: ワーキングプア、低所得階層、生活保護

#### 1. 研究目的

本報告は2009(平成21)年10月創設の住宅手当緊急措置事業(以下住宅手当)の受給者についての研究結果をふまえ、申請者を「低所得階層」と捉え、その社会的性格を把握することを目的とする。

住宅手当は、リーマンショックに端を発する失職者の増大によるホームレス化を予防する制度として、家賃の給付(住宅手当)と生活費の貸与(総合支援資金)と就労の支援を関係機関の連携を密にして提供するワン・ストップ・サービスとする政策意図の下に創設された制度であり、ワーク・フェアの性格を持つ制度である。

生活保護受給者と同じように生活が立ちいかなかった者が対象であるが、申請者が稼働能力のある者である点に特徴がある。

#### 2. 研究の視点および方法

##### (1) 研究の視点

稼働能力のある者を対象とする新たに創設された給付制度である住宅手当の受給者について、その社会的性格を分析する。また、2007(平成19)年に実施した生活保護受給者に関する調査との比較を通して、相違点を明らかにする。

##### (2) 研究方法

研究・分析対象: ①A市において住宅手当を2010(平成22)年4月から2011(平成23)年9月までの間に受給した51ケース、②2007(平成19)年に実施したA市の就労支援プログラム対象世帯の調査分析の結果(以下2007年調査)、③2011(平成23)年度保護開始世帯のうち就労問題が保護開始理由である世帯の統計数値を用いる。

研究方法: ①A福祉事務所において、申請書その他の諸貼付書類よりケース転記票へ転記されたデータ及び②、③から、社会階層を用い、生活保護世帯との比較をすることで、社会的性格を明らかにし、制度の評価を考察した。

#### 3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理指針を遵守して研究を行った。A市福祉事務所長へ書面にて研究協力を依頼し、了解を得た。上記転記作業は福祉事務所職員が行い、研究者は匿名化されたデータを用い分析した。なお、本報告は報告者の責任で行う。

## 4. 研究結果

### (1) 住宅手当受給者の量の大きさ

A市の同じ年次である2011(平成23)年度における生活保護開始世帯のうち、就労の問題が開始理由であった世帯数と比較すると、対応する期間における住宅手当受給世帯数はほぼ半数に匹敵する。

### (2) 社会階層から示される住宅手当受給者の特徴

住宅手当受給者の社会階層をみると、一般階層に含まれる「俸給生活者」が36.6%と最も多く、中でも販売・営業労働者が25.5%と多かった。不安定低所得階層の中でも最下(不安定階層B)の「雑役労働者」は28.8%、不安定階層Aに含まれる「その他労働者」は25.5%であった。

### (3) 社会階層で見る生活保護受給者との比較

2007年調査の生活保護受給者の社会階層をみると、住宅手当受給者で最も多くしめていた一般階層の「俸給生活者」は男性0名、女性1名のみ。生活保護受給者で圧倒的な割合をしめているのは不安定階層Bの「雑役労働者」で、男性59.5%、女性36.9%だった。

### (4) 離職前と再就職後の社会階層の比較

一般階層の「俸給生活者」は36.6%から23.5%へと減じているが、一方で最下層の不安定階層Bの「雑役労働者」も28.8%から9.8%へと減じている。不安定階層Aの「生産労働者」は全体でみると25.5%で変化はないが、販売・サービス従事者に限ってみると13.7%から19.6%と増加している。未就職の割合は23.5%である。

## 5. 考察

まず、主に社会階層を通じて明らかになった住宅手当受給者の社会的性格を考察する。

従来から不安定階層とみなされ公的な支援の対象とされてきた低位の階層群ばかりではなく、一般階層に位置づけられている者、つまり従来は貧困とはさしあたり関係がないとみなされてきた者が住宅手当を利用している。しかし、賃貸住宅に住むという不安定さを含んだ者であり、一般階層の中では上位の階層の者とは言えない。ともあれ、より上位の階層にいた者である故に短期間での再就職が可能なのであり、さらには再就職後の社会階層が水平移動もしくは上方移動することができるのではないだろうか。

次にこのような住宅手当受給者の社会的性格に照らし合わせてこの制度をみると、生活保護受給者との比較から把握した住宅手当受給者の量からも、住宅手当が創設の意図の一つである第二のセーフティーネットとして、生活保護制度に至る前段階で機能していると言えよう。しかし、未就職の者が一定の割合でいることや、生活保護制度に移行する者もいることを考え合わせると、稼働能力の高いより上位の階層にいた者には十分な機能を果たしているが、稼働能力に不安がある者やより低い社会階層の者たちの生活ニーズに対応しているとは言えないのではないだろうか。この点については、住宅手当受給者の社会的性格をより丁寧に把握することで検証する必要があると考える。